

令和3年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第1回会議録

内容承認	会長 承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第1回）		
日 時	令和3年7月8日（木）午後2時～4時		
場 所	岸和田だんじり会館 会議室		
出席委員	石元委員（会長）、高松委員（副会長）、上杉委員、副島委員、奈良岡委員、石川委員、宮前委員、柿本委員、小西委員、谷委員、松本委員、新田委員、鈴木委員、西野委員 (以上 14名 出席 欠席 1名)		
事務局	谷口市民環境部長、河内人権・男女共同参画課長、達人権推進担当長、古森主任		
関係者	人権教育課 美濃部指導主事		
傍聴人数	1人		
次第	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市人権施策推進プラン改訂について（諮問） ・審議会開催の趣旨及びスケジュールについて ・これまでの経過について <ul style="list-style-type: none"> ①人権施策基本方針について ②市民意識調査について ・岸和田市人権施策推進プランについて 		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・岸和田市人権施策推進プランの骨子（案） …資料1 ・岸和田市人権施策推進プラン改訂のスケジュール …資料2 ・岸和田市人権施策基本方針【概要版】 …別添1 ・岸和田市人権施策推進プラン …別添2 ・人権問題に関する市民意識調査報告書【ダイジェスト版】 …別添3 ・人権問題に関する市民意識調査報告書 …別添4 ・骨子（案）の用語集 …別添5 ・岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則 …別添6 ・岸和田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 …別添7 		

〈議題等〉

1. 委員の紹介
2. 会長、副会長の選任

委員より石元委員を会長にとの推薦あり → 承認
石元会長より高松委員を副会長にとの推薦あり → 承認
3. 岸和田市人権施策推進プラン改訂についての諮問
4. 議題

【案件】

- (1) 審議会開催の趣旨及びスケジュールについて
- (2) これまでの経過について
 - ①人権施策基本方針について
 - ②市民意識調査について
- (3) 岸和田市人権施策推進プランについて

〈概要〉

【会長】

ただ今より、令和3年度第1回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。

まず案件1から、次第にそって進めてまいります。岸和田市人権尊重のまちづくり審議会について、開催の趣旨及びスケジュールを事務局からご説明よろしくお願ひします。

【事務局】

本審議会は、人権に関する施策の推進について、ご審議いただくために設置をいたしました。委員の構成は、学識経験者、公共的団体等の代表者、公募した市民の計15名以内となっております。また委員の男女比は、いずれか一方が40%未満とならないようにすることとなっております。今回は男性の比率が53%、女性の比率が47%でございます。

昨年10月に岸和田市人権施策基本方針の改訂を行いました。本年度はこの基本方針をより具体化するための岸和田市人権施策推進プランを改訂させていただきたいと考えております。委員の皆さんには、岸和田市人権施策推進プランの改訂につきまして、ご審議いただきたいと考えております。

〈 案件(1)について、資料2により説明 〉

【会長】

ありがとうございました。ただいま、この審議会の開催趣旨と今年度のスケジュールについての説明がありました。これに関して、委員の皆さんから何かご質問やご意見ございましたら、どうぞ挙手をお願いします。

【委員】

意識調査の結果に基づいて、そのプランを作成するということだと思いますが、意識調査以外に実態調査というのではないのでしょうか。人権侵害やそういう事例をもとに、問題を把握し、計画に反映していくような機会を設けないとだめではないかと思っています。意識調査だけでなく、人権侵害の実態調査はしないのでしょうか。

【会長】

意識調査に関しては、昨年度行って報告書を取りまとめています。その意識調査だけではなくて、人権侵害の実態を調べるような調査が必要ではないかというご意見でした。この点について、事務局からどうでしょうか。

【事務局】

昨年度は意識調査を実施しましたが、実態調査というのは今まで実施したことがございません。ただスケジュールにありますように、地域団体、岸和田市ですと市民協議会という地域に根差した活動団体がございます。市民協議会の方々に地域でどのような問題が起こっているのか教えていただきたいとい

うことや、各地域での取り組みの中で課題になっていることは何か教えていただけないかというようなアンケートを別途実施済みで、現在分析をしているところです。それとはまた別に、岸和田市人権協会の構成団体それぞれの分野で啓発活動などを行っているのですが、そちらに対しても人権侵害の実態や人権に関する課題などを教えていただくようなアンケートを実施しているところです。

個人に対しての実態調査はないのですが、団体に対して把握していることを教えていただければ、それをプランに資料として活用したいということでお願いしています。

【委員】

その団体の中に障害者団体は入っていますか。

【事務局】

岸和田市人権協会に障害者団体は2団体ございます。

【委員】

私の所属する団体は人権協会に入っていないので、どういうふうに意見を求めていただけるのでしょうか。

【事務局】

確かに人権協会の構成団体になっていない団体のご意見をお聞きするところがなかなかないように思います。そのためにこちらで岸和田障害者・児関係団体連絡協議会に代表としてご参画いただいているというところがあります。よろしければ、個別にお話を聞かせていただくなどできればと考えております。

【委員】

個別の意見を言う時間がこの審議会ではないので…。

【会長】

この審議会の場で意見を言う時間が当然限られるということで、別の機会を設けていただきたいということでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

そういうご要望が出ていますが、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ぜひそのような場を設けていただけたらと思いますので、その際には委員に窓口になっていただいて、ご協力をお願いできたらと思います。よろしくお願ひいたします。

【委員】

わかりました。よろしくお願ひします。

【会長】

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では案件1は終わりまして、案件2に移りたいと思います。続いて、岸和田市の状況について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】

＜案件(2)について、別添1、3により説明＞

この調査は昨年11月に、18歳以上の市民3,000名を対象に調査票を郵送しまして、郵送による回収

をいたしました。有効回収数は1,263件、回収率は42.1%でございました。いただきました回答を集計し、その結果をもとに上杉委員と石元会長に分析をいただきました。

ここで、石元会長に、市民意識調査結果の概要についてお話ししいただいてもよろしいでしょうか。

【会長】

= 会長より案件(2)について、別添4により説明 =

では私から昨年度に行いました、市民意識調査から見えてきた特徴をかいつまんでお話することにいたします。

大きく言って3点あります。1点目は、年齢別比較から見えてきた若い人たちの意識です。18歳から29歳の30歳未満と、30代の年齢層で新たな傾向が見られました。

報告書をもとにご説明します。6ページをご覧ください。伝統や慣習についてどう考えるのかということで、一般的に古くからある伝統や慣習というのは、年齢が高いほどそういった慣習にこだわりがあり、若い人になるとあまりそういったことにとらわれないという態度を取るのが一般的に理解されているかと思います。

ところが6ページ「①葬儀の際「清め塩」は必要だ」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という4件法で聞いていますが、「そう思う」と答えた人が1番多いのが30歳未満でした。「どちらかといえばそう思う」と1番多く答えた人が30代で、43.5%でした。このように若い人で「清め塩が必要だ」というような回答が多くあがりました。

それから「③運気をよくするために、占いや方角は参考にするほうがいい」については「そう思う」はいずれも10%に達しなかったんですが、「どちらかといえばそう思う」を見ますと、70歳以上は18%と少ないのに対して、30歳代で43.5%と多くなっています。

また「④結婚相手を決める時は、本人本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答が多くあがったのが30歳代でした。こういうふうに若い人で伝統や慣習にこだわるような回答が目立ったということです。

9ページをご覧ください。人権に関するさまざまな意見に対して、どう思うのかについて問うています。

「④人権には必ず義務がともなう」について「そう思う」と答えた人の割合が2割から3割ありました。「どちらかといえばそう思う」は若い人で4割です。言うまでもなく、基本的人権は、誰もが生まれながらに持っている権利ですので何の条件も必要ないわけです。ですから義務はともないません。これ「人権には必ず義務がともなう」というのは間違った理解ということになります。「そう思う」は70歳以上で多かったのですが、「どちらかといえばそう思う」を見ますと、30歳未満と30歳代が40%を超えていました。この年齢の人たちというのは、人権教育を受けてきた年代になりますが、そういった人たちが誤解をしているという結果が見られました。

16ページをご覧ください。これは障害のある人の人権についてのさまざまな意見についてどう思うのかというところです。

「①障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」について「あまりそう思わない」「そう思わない」といった、問題だとは思わないという回答が、全体から見れば少ないですが、30歳未満と30歳代で目立っています。

同じように「②企業には障害者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」という意見に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人が多

かったのが30歳未満でした。

それから、「③災害などの緊急時に、障害のある人の対応があとまわしになるのは問題だ」について、「あまりそう思わない」が多かったのが30歳代で、「そう思わない」が多かったのが30歳未満でした。全体の数字から見れば小さいんですが、それでも若い人でこういった回答が目立つという傾向が見られます。

17ページに移りまして「⑤障害のある人が結婚したり、子どもを育てるに周囲が反対するのは問題だ」といった意見に対して「あまりそう思わない」と答えた人が多かったのが30歳代でした。

それから、「⑧障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」について、「そう思う」と答えた人で多かったのが30歳代でした。

従来、若い人ほど人権意識が高いという結果が市民人権意識調査ではよく出ていました。とりわけ20年くらい前でしたら、年齢が若くなるほど人権意識が高いという傾向が非常にクリアに見られたのですが、今回の調査では若い人の中で人権の観点からいって、問題があると思われるような回答が目立ちました。

他にも「いじめられる子どもにも問題がある」ということを肯定する回答が、若い人で目立ったりというように、自己責任論、人権問題を社会の問題として見るのではなく、本人の責任であるかのような見方をする回答が目立ちました。若い人たちに対する啓発に加え、学校教育における人権教育の取り組みという課題も見えてきたのではないかと思います。

2点目ですが、この調査では問1で「憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか」と聞いています。

2ページの国民の権利というグラフをご覧ください。選択肢にいくつかの項目が上がっています。憲法で義務ではなくて国民の権利として決められているものを選んでくださいという問い合わせでした。1番多いのが「人間らしい暮らしをする」、これは憲法25条の生存権ですが、8割ありました。2番目に多いのが「思っていることを世間に発表する」、これは表現の自由になります。あてはまるものにいくつでも丸をすることができるわけですから、私はもっと高い数字になって当然だと思いますが、34.8%で「税金を納める」とあまり変わりませんでした。「労働組合をつくる」は27.6%しかなく、「税金を納める」より低い割合になっています。

この回答結果から、正答である、憲法に国民の権利として明記されている「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」、この3つだけに丸をした人を完全正解者と呼ぶことにしました。この3つに丸をしたけれど、それ以外にも丸をしていたり、3つのうち2つしか丸ができていなかったりというような人を部分正解者としました。それからこの3つ、表現の自由と生存権と団結権以外のものにしか丸をしなかった人を不正解者とカテゴリー化してクロスを取ってみました。それが70ページです。憲法の権利について完全に理解をしている人、部分的にしか理解をしていない人、全く理解していない人というふうに3つに分けて、それぞれ人権にかかわる意見に対する回答結果を見ました。これによると、完全正解者は人権意識が高いという回答傾向が非常にクリアにあらわれていることがわかりました。これはほとんどの設問で、はっきりとこのような傾向が読み取れました。憲法の学習が人権意識を高めることになるのか、あるいは人権意識の高い人はそれに伴って憲法の権利理解も高いのか、その因果関係ははっきりしませんが、少なくとも憲法の学習が人権意識を高めることにつながるのではないかということをうかがわせる結果になりました。

3点目は、13ページをご覧ください。問4「あなたのまわりには次のような人がいますか」というこ

とで、ニューカマーの外国人、在日韓国・朝鮮人、同和地区出身者、障害者、性的マイノリティ、これをそれぞれあげて、選択肢としては「自分自身がそうである」「家族がそうである」「親しい友人にいる」「知人にいる」「出会ったことはあるが関わったことがない」「出会ったことがない」としました。マイノリティの人を知っていたり、身近な存在であるという人と、関わったことがない、出会ったことがないという人、どう違うのかを見るためにクロス分析を行いました。それが 78 ページ以降です。ただマイノリティによっては、「自分自身がそうである」「家族がそうである」など非常に少ないケースが出てきますので、回答された数字によって区分の仕方は異なります。

いくつか特徴的なところを紹介したいと思います。80 ページをご覧ください。同和地区出身者との接触程度別、人権に対する考え方で「親しい友人にいる」「知人にいる」「知人にいない」という 3 つの分類で比較をしてみました。「親しい友人にいる」と答えた人の方が、例えば問 3 「⑨結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか調べるほうがいい」に対して「そう思わない」という回答が多くありました。

「⑩同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい」に関しては、どういうわけか親しい友人などにいると答えた人の方が「寝た子を起こすな」という意見、つまり「そう思う」という回答が多く上がりました。

それから結婚の相談ですが、問 11 で「結婚相手が同和地区の人であるということを理由に、家族から結婚を反対されている親戚がいるとします。あなたがその方から相談を受けた場合、どのような態度をとると思いますか」について、親しい友人にいる人のほうが「反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う」とか「迷うことはない、自分の意志を貫いて結婚しなさいと言う」というように、結婚を後押しするような回答が多く出ました。

同和地区に対する忌避意識ですが、まったく気にしないという人は「親しい友人などにいる」と答えた人のほうが多くあがりました。一部反対の結果も出ましたが、接触頻度の高い人ほど理解がやや高いという傾向が同和地区出身者には言えるということです。

障害者は、自分自身がそうであると答えた方が 46 人いらっしゃいました。46 という数字だと構成比を出した場合の信頼度はそれほど高くないんですが、分析に耐えるだけの数だと思われました。この障害者に関しては「自分自身がそうである」「家族がそうである」「親しい友人にいる」「知人にいる」「知人にいない」という 5 区分で比較しました。

そうすると 81 ページの問 3 「⑪介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」といった意見に対して「そう思う」と答えた人に、自分自身が障害者であるという人が多くいました。障害者自身が自己主張するのは良くないと考えている。当事者がそう思われるを得ないような社会的な状況というか風潮がある。当然の権利として主張すべきところを遠慮している障害者がいらっしゃるのではないかと思います。先ほどの問 11 について、家族の場合は「そう思わない」が多くなります。本人については「そう思う」が多くあらわれました。

同じように問 3 「⑫社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」についても、自分自身が障害者である人の回答が多くありました。障害をもつ当事者が自分の権利を主張しづらい、あるいは遠慮せざるを得ないような状況があるのではないかということを、この審議会でも議論していきたいと思います。

82 ページの表 14 「性的マイノリティとの接触度別性的マイノリティの人権に対する考え方」については「親しい友人にいる」「知人にいる」「知人にいない」という 3 区分でした。接触頻度が高いほど理解が高いというのが、非常にはっきりと出ました。同和地区出身者の場合もそういう傾向は見られました

が、性的マイノリティに関しては、それが非常にクリアに見られることがわかりました。こうした性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくしていくには、当事者が見える存在になることが大きいのではないかと思います。

83 ページの表 15 「性的マイノリティに対する理解別性的マイノリティへの忌避意識」ですが、問 14 「⑥男性同性愛者には女性的な人が多い」、「⑦女性同性愛者には男性的な人が多い」、「⑧性同一性障害のために戸籍の性別変更を望む人は同性愛者である」、要するにトランスジェンダーや同性愛者の理解度を見る問いと、「⑨自分の身内に同性愛者はいてほしくない」という意見への回答結果をクロスしてみると、同性愛者をよく理解している人ほど忌避意識が低いという結果が見られました。正しく理解する、誤解や偏見を解いていく、あるいは誤解や偏見を批判する力をつけるといった教育や啓発が有効なのではないかということが、今回の調査で明らかになった点です。文章化したものが 67 ページからございますので、そちらもご覧になってください。

そうしましたら、案件 2 について、委員の皆さまからご意見やご質問がございましたらお出しください。

【委員】

会長から、さまざまな人権の考え方、偏見によっていろんな差別感が生まれてくるということでした。私にも経験があります。私の中でも思い込みが特定の言葉に対してもありましたし、個別事象に対する思い込みもあったんだと感じたことがあります。人はなぜ差別をするのかというと、自分の思い込みと違うときに、心が動転してしまうのだと思います。

思い込みの取り方によって対応が変わってしまいます。相手の出方に対しても自分が変わってしまうし、自分の出し方によって相手も変わってしまう。この難しさがあるんだろうと思います。こういう対応方針というのは、大方の人が判断できると思うのですが、社会の中では人ととの取り組みのなかで型違いを起こしてしまう。それをなくすためにどうしていったらいいのかという教育が必要なのではないかと思いました。

【会長】

ありがとうございました。先入観で決めつけるのではなく、詳しく話を聞けば誤解することもないかと思うのですが、詳しく知ろうとする態度が大事だというご意見でした。今のご意見を反映する形で取りまとめていければと思います。

他にどうでしょうか。

【委員】

わかれば教えていただきたいのですが、今、会長から市民意識調査の概要のご報告をいただきました。大阪府の 2000 年の意識調査のなかで、マイノリティの差別をなくすときに、知っているくらいだと差別は強くなる。例えば、同和地区の近隣のほうが差別は強いです。それは同和地区だけではなくて障害のある人や外国の方もそうですが、知っている程度ではなくて、何かを一緒に共同で取り組みをしたとき、そういう経験のある人のほうが忌避意識は低くなるという結果が出たように覚えています。

府の調査の結果と比較して、これからプランも作るわけですが、岸和田市の調査内容で特に同和問題で気になるところや、他のところでもそうですが、そこで何か思われるような、今後のプランにも活かしていくようなお気づきの点があれば、お教えいただければと思います。

【会長】

3 点にまとめて今回の結果を申し上げましたが、全体で見るとそれなりに市民の人権意識は高くなっ

ていると思われます。年齢が若くなるほど人権意識が高いというような傾向がかつてクリアに見られましたが、それは言いかえると、人権教育を受けてきた人ほど人権についての理解が高いという教育の成果が出ていると言えたかと思います。

それが今はクリアに言えなくなっています。人権意識の高さで見ると、50代くらいが高かったりします。性別役割や女性の人権の部分で言うと、若い人のほうが理解が高いというのがはっきり出ます。それ以外のところを見ると、そうとは言えなくなっています。自己責任論にとらわれるような回答が多かったりというところが見受けられますので、人権施策の基本方向として、こうした実態を踏まえて人権啓発、教育をどう進めていくのか。特に、誤解や偏見を批判する力が付くような啓発、教育が大事だと私は今回の調査結果を分析するなかで強く感じました。

【委員】

今回の市民意識調査の場合は岸和田市でどのように人権教育なり啓発が行われているかといった突っ込んだ質問にはなっておりません。市が行っているものについて聞いたというところはあります。この報告書の後ろに調査票が付いていますが、100ページに調査票の問21、22が出ています。岸和田市はどういう方法で学習会や研修会なりを人権問題についてやっているのかというところを見た場合、どちらかというと利用している人が少ないという結果が出ています。これは、他の市が行っているもの場合「あなたはこの5年の間に人権問題に関する学習会に参加したことがありますか」というような聞き方が多いので、それに比べると少ない感じがてしまいます。ここでは岸和田市がやっているものに限定して聞いています。多くの市ではその市に限定しないで聞いている場合が多く、職場やよそのところでやっていることも含まれるような設問なので、厳密な比較はできません。岸和田市でされているもので見る限り、校区別人権問題研修会などを利用したという人は1割に満たないというデータになります。その限りで見れば不十分といえば不十分だし、必ずしも他の自治体との比較ができるわけではないという気がします。

部落問題に関しては、いろんな地域で人権学習は進むのですが、そのなかで部落問題を扱うことは、以前に比べたら弱くなっているのではないか。人権学習が広がっていくことは大事なことですが、前だったら同和問題とか同和教育といったことを特化した形でやっていたことが、今は触れないというか、扱っていても回数が少ないとといった状況が見られます。そういうものも影響しているのではないかというのが、先ほどからの論議の中にも出てきていることとも関連させて考えているところです。これからの人権啓発、学習のときに同和問題は解決済みだとか、そっとしておけばというようなことで済む問題ではないと思います。若い人でどれだけの理解があるのかということになると、年配者のほうがかつて学ぶ機会が多かったけれど、若い人たちの間で必ずしもそういう形でしっかりと学ぶ機会を持っているとは限らないわけですから、そのあたりは私たちが心していかなければならないところだと思っています。

【会長】

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。案件2について、ご意見やご質問がありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。

続きまして、案件3 岸和田市人権施策推進プランについて、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

【事務局】

＜案件(3)について、資料1により説明＞

【会長】

ありがとうございました。人権施策推進プランの骨子についてご説明がありました。これに関しまして、委員の皆さまからご意見、ご質問がございましたらお出しください。

【委員】

出所してきた暴力団関係者が、新しく銀行口座の開設や住宅を借りたいときに、保証人がなければ今のところ岸和田市ではできないということに対して、今後改善されるのかどうかという点をお尋ねしたいと思います。「第5章 取り組むべき主要課題と対応方針」にも入っていますので、今後こののような事案に対してどのように検討されるかということをお尋ねしたいと思います。

【会長】

主要な検討課題としてあがっていますので、その実態を知らないことには私たちも何も言えなくなります。市のほうで何か把握されていることはございますか。

【事務局】

市でそのような情報を把握してございませんので、まず実態を把握させていただき、市としてできうことがあるかどうか、そこから考えていきたいと思います。

【会長】

市で調べていただき、情報を委員みんなで共有したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

今回、骨子ということで、これが次回までには文章化されたものが案として事前に委員に配布されるという理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。

【委員】

骨子案の1ページの左側に関係図のようなものがあります。先ほどから若い人への教育なり啓発なり含めて必要だ、学校教育の必要性が出されていましたので、人権教育の基本方針なり基本計画も岸和田市はお持ちだと思うので、そういったところとの整合性も取れるように追加をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

何本か柱が立っておりますが、網羅できていない点があるのではないかというご指摘です。図示するのはわかりやすいのですが、これですべて網羅しているのかというと、内容も違うものが入っているところも見受けられますので、そういったこともこの審議会で議論していきたいと思います。

骨子ということで頭出しという位置づけだと思いますが、1点私から指摘しておきたいと思います。「第5章 取り組むべき主要課題」でこれは法務省があげている17の課題が網羅されています。例えば女性の人権というと、女性すべての人権となるわけですが、人権を差別の問題と考えて、自分とは関係ないと考えておられる女性もいると思います。こういう形でさまざまな人権課題があがっていても、自分事だとはなかなか感じない人もいらっしゃると思います。私も年齢でいうと高齢者ですが、高齢者の人権といわれてもピンときません。何が言いたいかというと、人権というのはすべての人にかかわる問題だということを強く主張したほうがいいと思います。私が大学で教えていたときの話ですが、学生たちは「人権」というと自分とは関係ない、自分の知らないどこかで困難を抱えている人の問題だと考えて、「自分ごと」とは捉えていない学生が多いように思いました。これは市民にも言えるかと思います。

したがって、このような形で人権課題をあげる前に、第5章の「はじめに」ということで「私と人権」という、すべての人に基本的人権があるんだというところをまずおさえて、それからそれぞれの人権課題についてみていくという構成にしたほうがいいのではないかと思います。

市民意識調査でも、憲法の権利理解をしていない人がかなりいます。結局、自分がどんな権利を持っているのか知らなければ、自分の権利を守ることができないわけです。そういう根本的なことがわかっていない人がかなりいるという結果が出ましたので「私と人権」ということで、人権というのはすべての人に関わる問題で、他人事ではないんだということをまず呼び掛けて、各人権課題を考えていくような構成にすると、自分ごととして考えていいかないと考えてもらえるのではないかと思いました。

【委員】

2点あります。1つは「第5章 取り組むべき主要課題と対応方針」で、ホームレスの人権です。ホームレスの人権と合わせて「第2章 人権施策の現状と課題」のなかでの「3. 近年の社会情勢から見た施策の課題」の切り口で、取り組むべき方向を基本的な理念と合わせて、現状に対してどう対応しているのかという時代性というか、そういうことが必要だと思います。

なぜこういうことを言うかというと、ホームレスがワクチンの接種券がなくてワクチンが受けられない。自治体によってはホームレスを支えるということで、接種しているところもありますが、岸和田市はどうなのかということ。岸和田市にホームレスがどれだけという実態を私はわかりませんが、特にコロナという、いわば一つの大きな社会情勢だと思います。そういうことで討議をするということで、現状とコロナのワクチン接種という切り口で、岸和田市はどうなのかということも含めて、資料などを出していただければありがたいと思います。

もう1つは、地域で暮らす外国籍の人の人権ですが、人権すなわち生活権だと思います。なぜこんなことを言うのかというと、たとえば、夫が日本人で妻がフィリピン人の夫妻がいたとします。子どもがいて、小学5年生の男の子と3歳の女の子、0歳の女の子です。夫は今年の2月に亡くなりました。妻は日本語が話せますが学習していません。夫が亡くなり、岸和田市の児童手当やいろいろなことで市民センターに通うわけですが、行政組織として各部署に分かれていて、結果的にはたらいまわしになりました。

まわっていくと言葉の問題があります。読み書きができません。やはりコンシェルジュというか、窓口で一切を受けてそのコンシェルジュが各部署へ連絡を取って、外国籍の市民の意向や要望に応えて支えていくということを、具体的にどうやっていくかということも含めて、そういう視点で描きながら推進プランを討議していくこともさらに必要かと思います。その2点をお伝えさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。実態の問題ですが、最初にもご意見ありましたように、そういった実態を委員で共有するという認識は非常に大切だと思いました。

【委員】

岸和田市から社会福祉士会が委任を受けて、ホームレスの人の見回りを年間通してやっておられます。調査するときによって多少人数は変わりますが、岸和田のホームレスは10人程度はおられるという状況になっているかと思います。寒いときは当然増えたりといった可能性もあります。

ホームレスに対するコロナワクチン接種の必要性も当然あると思います。社会福祉士会が行政と調整して案内していると聞いています。

【会長】

ありがとうございます。他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ここで議事を終了させていただきます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。